

北杜市地域防災計画改定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

近年、異常気象による災害の頻発や東日本大震災、熊本地震など、想定を超えた大規模災害等による甚大な被害、地域に与える影響を踏まえ、災害対策の強い必要性から、北杜市の地域特性等を把握し、国や山梨県の防災に関する計画や北杜市業務継続計画との整合性を図った実行性の高い地域防災計画に改定することを本業務の目的とする。

2 当該業務の概要

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1)業務名 | 北杜市地域防災計画改定業務 |
| (2)プロポーザルの概要 | 公募型プロポーザル |
| (3)業務内容 | 北杜市地域防災計画改定業務委託仕様書による。 |
| (3)契約履行期間 | 委託契約締結の翌日から平成31年3月22日まで |
| (4)委託料上限額 | 3,240,000円(消費税及び地方消費税額を含む) |

3 担当部局

北杜市役所総務部地域課 消防防災担当
住所〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田 961 番地 1
電話番号 0551-42-1323(直通)
FAX 番号 0551-42-1122
電子メール bousai@city.hokuto.lg.jp

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 北杜市入札参加者名簿に登載された者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 「北杜市物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」の規定に基づく指名停止の措置期間が含まれていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でないこと。
- (6) プロポーザル実施前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (7) 過去5年間（平成25年度以降）に、地方自治体における、地域防災計画策定、地域防災計画改定業務の実績があること。
- (8) 国税、都道府県民税及び北杜市税について、納期限の到来したすべての税が完納されていること。

5 申し込み及び企画提案書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 提出書類及び部数

①参加申込書（様式第1号）	1部
②会社概要書（様式第2号）	1部
③企画提案書（様式第6号）	10部
④事業実施体制（様式第7号）	10部
⑤業務実施方針（様式第8号）	10部
⑥見積書（様式は自由）	10部
- (2) 提出方法 担当部局へ持参または郵送
持参…土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで
郵送…期限内必着、送付記録が残る方法に限る
- (3) 提出期限 平成30年8月13日（月）の午後5時まで

6 説明会の開催の有無

説明会は実施しない

7 記入上の注意

- (1) 配布された様式を基に作成し、文字サイズは11ポイント以上のフォントサイズとする。
- (2) 実施要領5（1）に記載されている③～⑥の順に、一つにまとめステープル留めすること（両面不可）。ただし、①、②は別綴じとする。

8 参加申し込み結果通知

担当部局は、申込みを受理した場合、遅延なく審査を行い、その結果を参加申込結果通知書（様式第3号）により通知する。

9 提出書類及び著作権等の取り扱い

- (1) 提出書類の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、参加者に帰属する。
- (2) 提出書類に含まれる第三者の著作物の使用に関する責は、参加者が負う。
- (3) 提出書類は、参加者に無断で使用してはならない。
- (4) 提出書類は、当該プロポーザルの実施に必要な範囲において複製して使用する。
- (5) 提出書類は返却しない。

10 質疑応答

- (1) 質問は、北杜市地域防災計画改定業務に係る質問書（様式第4号）により行うものとする。
- (2) 質問は、ファックス送信のみ受け付ける。なお、受け付けは、土日を除く午前9時から午後5時までとする。
- (3) 前述の送信を行った後、速やかに着信確認を電話で行うものとする。
- (4) 質問書に対する回答は、受付の翌日から起算して3日以内に北杜市ホームページにおいて行う。
- (5) 質問書の提出期限は、平成30年8月6日（月）午後5時までとする。

11 失格事項

- (1) 参加資格を満たさない者から提案書が提出されたとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選考委員会

が失格であると認めた場合。

1.2 審査

(1) 審査委員会

- ①当該公募型プロポーザルの審査は、北杜市地域防災計画改定業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。
- ②委員会は、評価基準により、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）の中から、最も優れた提案を行った者を特定者として1名、特定者の次に優れた提案を行った者を次点者として1名選定する。
- ③評価基準は、委員会が別に定め、あらかじめ公表する。
- ④委員会は非公開とし、審査経過の照会に対する回答は行わない。
- ⑤委員会設置要綱は、別に定める。

(2) 審査実施日

平成30年8月20日(月)

(3) 審査方法

- ①提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを実施する。
- ②プレゼンテーションに出席する者は、本業務に直接携わる者であること。他の出席者は認めない。なお、出席可能人数は各社最大4名までとする。
- ③プレゼンテーションは15分以内とし、その後に質疑応答を10分程度実施する。
- ④プレゼンテーションは提出された企画提案書で行うこと。プロジェクターの使用は認めない。
- ⑤プレゼンテーション時に、企画提案書等の提出時に添付していない資料等を新たに追加することまたは別途配布する事は出来ない。ただし、企画提案書の概要版の提出は可能とする。

(4) 審査結果の通知

審査結果の通知は、審査実施日の翌日から起算して3日以内に書面（様式第5号）の発送をもって行う。

(5) 異議申立

審査結果についての異議申し立てはできない。

1.3 契約に関する基本的事項

- (1) 市長と特定者は、業務内容について協議の上、契約を締結する。
- (2) 契約は予定価格を限度とし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の2第1項第2号により、随意契約とする。
- (3) 特定者との協議が整わない場合は、特定者はその地位を失い、次点者が代位者となる。

1.4 公募型プロポーザル全体のスケジュール

- (1) 参加申込書の受付期間（詳細は、9企画提案書の提出のとおり）
平成30年7月25日（水）～8月13日(月)
- (2) 質問書受付期間（詳細は、12質疑応答のとおり）
平成30年7月25日（水）～8月6日(月)
- (3) 提案書の提出期限
平成30年8月13日(月)午後5時
- (4) 審査日
平成30年8月20日(月)

1.5 その他

- (1) 当該プロポーザルに要した経費は、参加者の負担とする。
- (2) 別紙「仕様書」に記載のない事項であっても、参加者の判断により本業務に必要で

あると思われる業務がある場合は、提案できることとする。ただし、これに係る経費は、提出する見積もりに含むものとする。

- (3) 参加者は、1つの提案しか行うことが出来ない。
- (4) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 参加者が1社の場合であっても企画提案書の選考が成立するものとする。
- (6) 提出書類は、北杜市情報公開条例により開示する場合があります。
- (7) 本要領に定めのない事項については、協議の上決定とする。
- (8) スケジュール変更については、北杜市ホームページへ随時掲載する。